一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（略称：愛知県代協、以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　損害保険代理店に対する教育研修事業

二　損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究及び関係諸機関への提言

三　損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝及び防災活動

四　損害保険代理店の広報活動

五　地域社会に貢献するためのボランティア活動

六　会員の福利厚生増進のための事業

七　カレンダー・耐震ボックス・自動車修理及び事故に付随した復旧修理等の斡旋事業

八　会員への情報伝達と相互理解を図るための会報等の発行

九　前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

（事務所）

第４条　本会は、主たる事務所を本部と称し、これを愛知県名古屋市に置く。

（公告の方法）

第５条　本会の公告は、官報に掲載して行う。

（名称の定義）

第６条　この定款においては、通常総会を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の定時社員総会とし、臨時総会を法上の臨時社員総会、会長を法上の代表理事、並びに表決権を法上の議決権とする。

第２章　会　員

（会員及びその資格）

第７条　本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって法上の社員とする。

２．正会員は、保険業法第２７６条により登録された損害保険代理店の代表者とする。ただし、代表者は必ずしも当該代理店の店主または法人登記上の代表者とは限らず、当該代理店を代表して代協活動に参画する者とする。

３．業法２７６条により登録された別個登録代理店も正会員となることができる。

４．一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第３０２条により届出がなされた者ならびに、損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第３０２条により届出がなされた者とする。

５．賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

（入会の方法）

第８条　本会の正会員、一般会員、及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

２．正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第３０２条により届出がなされた者は、当該代理店の正会員の承認を持って一般会員となる。

（入会金及び会費）

第９条　本会に入会する場合は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

２．会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（会員の権利義務）

第１０条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

（退会）

第１１条 会員は、次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。

一　退会届の提出

二　会員資格の喪失

三　その他法に規定する事由

（戒告及び除名）

第１２条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議により、これに戒告を与え、又は除名することができる。

一　本会の名誉又は信用をき損したとき

二　本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき

三　会員としての義務の履行を怠ったとき

２．前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会の日から１週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（権利の喪失）

第１３条 会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

（会員名簿）

第１４条 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

２．会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

３．本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第１５条 本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、附則第３号のとおりとする。

第３章　役員等・相談役及び顧問

（役員等の種類及び員数）

第１６条 本会に、次の役員を置く。

一　理事　１０名以上４０名以内

うち　会　　長　１名

副 会 長　２名以上７名以内

専務理事　１名以内

常務理事　１名以内

二　監事　１名以上２名以内

（役員等の選任）

第１７条 理事及び監事は、総会において選任する。

２．理事は、正会員の中から選任する。

３．前項の規定にかかわらず、理事２名以内を正会員以外から選任することができる。

４．会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選任する。

５．専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

（役員等の職務及び権限）

第１８条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会を招集し、理事会の議長となる。

２．副会長は、会長を補佐する役割を担う。

３．理事は、会長、副会長及び専務理事並びに常務理事とともに理事会を組織する。

４．専務理事は、会長及び副会長を補佐し、指示を受けて事務局を運営管理し会務を処理するとともに、会長、副会長への意見具申を行う。

５．常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を運営する。

６．監事は、法第９９条ないし第１０４条の職務を行う。

７．監事は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員等の任期）

第１９条 各役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は３期を限度とする。

２．役員は任期終了後であっても、後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。

３．補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第２０条 役員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったとき、あるいは本会の名誉または信用をき損する行為をしたときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

（相談役）

第２１条 本会に、任意の機関として、相談役若干名をおくことができる。

２．相談役の選任及び解任は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

３．相談役は、会長経験者とし、会長への助言を行うとともに、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

（顧問）

第２２条 本会に、任意の機関として、顧問１名を置くことができる。

２．顧問の選任及び解任は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

３．顧問は、直前会長とし、本会の諮問に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第４章　総　会

（決議事項）

第２３条 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。

一　事業計画及び予算の承認

二　事業報告及び会計報告の承認

三　入会金及び会費の額並びに納入方法

四　前３号に掲げるもののほか、理事会が付議を決議した事項

（総会の種類及び招集）

第２４条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに、理事会の決議により招集する。

２．正会員の５分の１以上又は監事が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から６週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。

３．総会は開催の日から少なくとも２週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を発して招集しなければならない。ただし、社員

の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。

４．本会は、総会の招集に関し、法第４７条の２各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（総会資料の電子提供措置）

第２４条の２　本会は、総会の招集に関し、法第４７条の２各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（総会の議長）

第２５条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（総会の成立及び決議）

第２６条 総会は、正会員の２分の１以上の出席により成立し、その議事は出席正会員の過半数をもって決する。

２．前項の規定にかかわらず第１２条第１項の除名の決議、及び第２０条のうち監事の解任の決議、並びに法第４９条第２項で定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の３分の２以上の多数で決する。

（表決権）

第２７条 正会員は各１個の表決権を有するが、一般会員及び賛助会員は表決権を有しない。

２．止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人によって表決権を行使することができる。

３．前項に規定する代理人は、本会の正会員に限るものとし、総会ごとに委任状を提出しなければならない。ただし、委任状の提出に代えて、本会の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

４．書面又は代理人によって表決権を行使する正会員は、総会の出席者とみなす。

（総会の議事録）

第２８条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２．議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員２名以上の者が署名又は記名押印しなければならない。

第５章　理事会

（理事会）

第２９条 本会に理事会を置き、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を審議決定する。

一　総会の議決事項の執行に関する事項

二　総会に提出すべき議案に関する事項
三　総会から委任された事項
四　前３号に掲げるもののほか、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項

２．会長は、毎事業年度ごとに４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会の招集方法）
第３０条 会長は、開催の日から、少なくとも２週間前に通知を発して招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

（理事会の成立及び決議）
第３１条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

（理事会の議事録）
第３２条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
２．議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。
３．会長が出席しないときは、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第６章　支部並びに委員会及び事務局

（支部）
第３３条 本会の事業につき、円滑な運営を図るため、理事会の決議に基づき支部を設け、事業活動の基本単位とする。
２．支部に関する規則は、別に定める。

（委員会）
第３４条 本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に当てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。
２．委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

（事務局）
第３５条 本会の事業を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。
２．事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
３．事務局長は、理事をもって充てることができる。

第７章　資産及び会計

（資産）

第３６条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

一　会　　費

二　入 会 金

三　寄付金品

四　資産から生ずる果実

五　事業に伴う収入

六　前各号以外の収入

（経費）

第３７条 本会の経費は、資産をもってあてる。

（会計及び会計規則）

第３８条 本会の会計は、理事会の決議により別に定める「会計規則」により行い、その改廃についても、理事会の決議を経なければならない。

（事業年度）

第３９条 本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業報告書の作成）

第４０条 会長は、毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

一　事業報告書

二　貸借対照表

三　損益計算書

２．会長は、前項の各書類を、毎年通常総会の開催日より３週間以上前に監事に提出して、監査を受けなければならない。

３．監事は、前項の書類の提出を受けた日から１週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。

（事業報告書の承認）

第４１条 会長は、前条第１項各号の書類を通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４２条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の３分の２以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

（解散）

第４３条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の３分の２以上の決議により解散することができる。

（残余財産の処分）

第４４条 解散に伴う残余財産の処分方法は、総会の決議を経て、これを決める。

２．前項の場合においても会員に残余財産を分配することはできない。

第９章　補　則

（施行規則等）

第４５条 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。